

大里広域市町村圏組合監査委員公告第2号

令和3年度定例監査の結果に基づき、管理者から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和3年11月18日

大里広域市町村圏組合監査委員 三 澤 欣 一

令和3年度定例監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 介護報酬の返還金(返納金)について、督促状の発付が遅延しているものがあつた。本組合が準用する熊谷市会計事務規則第23条に基づき適正な事務を行うべきである。</p> <p>【介護保険課】</p> <p>2 支出事務</p> <p>(1) 委託料支出の根拠となる業務完了報告書について、適正な文書収受がされていないものがあつた。本組合が準用する熊谷市文書管理規程第8条第1項の規定に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【総務課】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 工事請負費の支出の根拠となる工事完成通知書等について、適正な文書収受がされていないものがあつた。本組合が準用する熊谷市文書管理規程第8条第1項の規定に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【業務課】</p> <p>4 財産管理</p> <p>(1) 指摘事項なし</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 本組合が準用する熊谷市会計事務規則第23条に基づく適正な事務処理を行うため、督促状の取扱いの認識を確認した。今後は適正な事務処理を徹底する。</p> <p>【介護保険課】</p> <p>2 支出事務</p> <p>(1) 文書管理規程及び監査指摘事項を課内で回覧し、適正な文書収受についての共通認識を図つた。今後、適正な事務処理を徹底する。</p> <p>【総務課】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 契約事務においては、本組合が準用する熊谷市文書管理規程第8条第1項の規定に基づき適正な文書収受を現在は実施しており、今後も適正な文書収受に努める。</p> <p>【業務課】</p>